

有料職業紹介事業 届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	0 円 手数料負担者は、求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 職業紹介が成立した場合において当該求職者の就職後、1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%（または 200,000 円） 上記の内、どちらか高い方とします。 （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 職業紹介が成立した場合において当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1 年を超える場合は最大1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%（または 200,000 円） 上記の内、どちらか高い方とします。 手数料負担者は、求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 職業紹介が成立した場合において当該求職者の就職後、1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%（または 200,000 円） 上記の内、どちらか高い方とします。 手数料負担者は、求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 500,000 円 活動一日当たり 50,000 円 成功報酬 職業紹介が成立した場合において当該求職者の就職後、1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%（または 200,000 円） 上記の内、どちらか高い方とします。 手数料負担者は、求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成立した場合において当該求職者の就職後、1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%（または 200,000 円） 上記の内、どちらか高い方とします。 手数料負担者は、求人者とします。
返戻金について	求人者に責任のない求職者の一方的な都合によって退職した場合、原則として、下記の金額を返戻致します。その他のケースは個別対応とします。 1 ヶ月以内 徴収した金額の 70% 2 ヶ月以内 徴収した金額の 50% 3 ヶ月以内 徴収した金額の 30%

上記届出制手数料は消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-ユ-301982

東京都八王子市館町1091-1 2階

事業所の名称及び所在地 タカオコーポレーション